

調査計画

1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

令和5年住生活総合調査試験調査

2 調査の目的

令和5年住生活総合調査試験調査では、平成30年住生活総合調査で課題となった民間委託業者の調査負担の軽減や円滑な調査実施に向けた体制構築等について検討するため、調査対象世帯の抽出方法、郵送による調査票配布、氏名・電話番号欄なしの調査票の適否を検証するとともに、住生活基本計画の変更を反映した調査内容の回答状況から、調査事項の適否を検証することをもって、令和5年住生活総合調査の円滑かつ効率的な実施に資することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

山形県（山形市、酒田市）、千葉県（松戸市、印西市）、石川県（野々市市、津幡町）、兵庫県（神戸市灘区、宝塚市）、佐賀県（鳥栖市、基山町）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

対象市町の調査区ごとに令和5年住宅・土地統計調査試験調査の調査対象住戸から抽出した住戸に居住する世帯

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

【A調査票】約340世帯

【B調査票】約340世帯

計約680世帯（母集団数：約1,360世帯）

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

令和5年住宅・土地統計調査試験調査の80調査区から、対象市町の調査区ごとに地域特性に配慮して40調査区を選定し、さらに、令和5年住宅・土地統計調査試験調査の対象となった調査対象住戸から報告者を抽出する。抽出割合は、1調査区当たり令和5年住宅・土地統計調査試験調査対象17戸のうち回答が得られた全ての世帯を報告者とする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は別添1の調査事項一覧を参照）

【A調査票】（氏名及び電話番号欄あり）

- ・世帯の代表者の氏名及び電話番号
- ・現在の住宅と、住宅のまわりの環境の評価について
- ・令和31年1月以降の居住状況の変化について
- ・今後5年以内の住まい方の意向や計画について
- ・現在の居住状況について
- ・将来の居住意向について
- ・住宅取得の意向について

【B調査票】（氏名及び電話番号欄なし）

- ・現在の住宅と、住宅のまわりの環境の評価について
- ・令和31年1月以降の居住状況の変化について
- ・今後5年以内の住まい方の意向や計画について
- ・現在の居住状況について
- ・将来の居住意向について
- ・住宅取得の意向について

〔集計しない事項の有無〕 無 有

世帯の代表者の氏名及び電話番号については、回答状況の確認や疑義照会の際に用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間 : 令和4年8月18日現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

国土交通省－民間事業者－報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（ 政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）

調査員調査 その他（ ）

〔調査方法の概要〕

調査票及びオンライン調査回答用のID・パスワードの配布は、国土交通省から調査事務を受託した民間事業者が、対象住戸への郵送によって行い、報告者は記入済みの調査票を民間事業者に郵送にて提

出するほか、政府統計共同利用システムによる回答も選択できることとする。

民間事業者には、調査票の配布・収集、疑義照会に関する事務を委託する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の配布開始 令和4年8月13日

調査票の回収終了 令和4年9月7日

8 集計事項 : 別添2「集計事項一覧」のとおり

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

本調査については、令和5年住生活総合調査の実施に先立って、標本設計に必要となる基礎資料の収集や円滑な調査方法を検討するために行うものであって、調査対象市町における居住環境を含めた住生活全般に関する実態について明らかにすることを目的とするものではない。このことから、公表することによって、調査対象市町における居住環境を含めた住生活全般に関する正確な実態とは異なる情報が公開されるといった影響が考えられることから非公表とする。

(2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(3) 公表の期日

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

本調査では、住戸を対象とした調査であり、調査内容にかんがみて、現在設定されている統計基準を使用する余地が乏しいため、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間 :

a) 記入済み調査票 2年

- b) 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体 永年
- (2) 保存責任者 : 国土交通省住宅局住宅政策課長

■令和 5 年住生活総合調査試験調査の「調査事項一覧」

- I 現在の住宅と、住宅のまわりの環境の評価について
- ・住宅及び住環境の総合評価（満足度） 【問 1 (ア)】
 - ・住宅の評価（満足度） 【問 1 (イ)】
 - ・住環境の評価（満足度） 【問 1 (ウ)】
 - ・住宅の要素別評価（満足度） 【問 1 (エ)】
 - ・住環境の要素別評価（満足度） 【問 1 (オ)】
 - ・住宅及び住環境の重要と思うもの 【問 1 (カ)】
- II 平成 31 年(2019 年) 1 月以降の居住状況の変化について
- ・居住状況が変化したきっかけや理由 【問 2 (ア)】
 - ・居住状況変化時に住宅の質及び住環境で重視した点 【問 2 (イ)】
 - ・住み替え前の住宅の居住期間 【問 2 (ウ)】
 - ・住み替え前の住宅の床面積 【問 2 (エ)】
 - ・住み替え前の住宅の活用、処分等 【問 2 (オ)】
- III 今後 5 年以内の住まい方の意向や計画について
- ・今後の住み替え、建て替え、リフォームの意向 【問 3】
 - ・住み替え、建て替え、リフォームの目的 【問 4 (ア)】
(住み替え、建て替え、リフォームの意向がある者に対して)
 - ・住宅の質及び住環境の重視する点 【問 4 (イ)】
(住み替え、建て替え、リフォームの意向がある者に対して)
 - ・住み替え、建て替え、リフォーム上の課題 【問 4 (ウ)】
(住み替え、建て替え、リフォームの意向がある者に対して)
 - ・住み替え後の地域 【問 5】
(住み替え意向がある者に対して)
 - ・住み替え、リフォーム、建て替えの意向がない理由 【問 6】
(住み替え、建て替え、リフォームの意向がない者に対して)
- IV 現在の居住状況について
- ・家賃や住宅ローン返済等の住居費負担についての負担感 【問 7 (ア)】
 - ・住宅ローン・リフォームローン返済の有無 【問 7 (イ)】
(住宅ローン・リフォームローンを返済している者に対して)
 - ・住宅の維持管理方法 【問 8 (ア)】
(持ち家に居住する者に対して)
 - ・点検等の依頼先 【問 8 (イ)】
(持ち家に居住する者に対して)

- ・ 毎年の管理費等 【問 8 (ウ)】
(持ち家に居住する者に対して)
 - ・ 住宅・住生活関連サービスの利用状況 【問 9】
 - ・ 配偶者の就業状況 【問 10】
 - ・ 世帯の在宅勤務状況 【問 11】
 - ・ 要介護認定の有無と認定状況 【問 12】
- V 将来の居留意向について
- ・ 将来の居留意向について 【問 13】
 - ・ 高齢期における住まい方 【問 14(ア)】
 - ・ 将来の住宅の活用、処分等の見込み 【問 14(イ)】
 - ・ 将来、住宅を相続する可能性 【問 15(ア)】
 - ・ 将来相続する可能性がある住宅の建て方 【問 15(イ)①】
(将来、住宅を相続する可能性がある者に対して)
 - ・ 将来相続する可能性がある住宅の活用意向 【問 15(イ)②】
(将来、住宅を相続する可能性がある者に対して)
- VI 住宅取得の意向について
- ・ 将来の住宅取得の意向及び理由 【問 16(ア)】
 - ・ 既存住宅購入時の条件 【問 16(イ)】

令和5年住生活総合調査 試験調査
集計表

試験調査の集計にあつては、調査事項の回答状況の検証を目的とするので、以下を作成する。

第1表 調査事項別単純集計表（事項別分布数）

第2表 実施都道府県・市区町、調査区特性、調査方法別、調査事項別単純集計表
（事項別分布数）

標準誤差率の計算式と試験調査での検証方法

■計算式

- ・平成30年住生活総合調査の標本設計時における標準誤差率の計算式を使用。
- ※平成30年住生活総合調査は住宅・土地統計調査と同様に、平成27年国勢調査の調査区を第1次抽出単位、調査区内の世帯を第2次抽出単位とする層化二段抽出方法を用いた。

$$\sigma(\hat{p}) \approx \sqrt{\frac{M-m}{M} \cdot \frac{s_b^2}{m} + \frac{\bar{N}-\bar{n}}{\bar{N}} \cdot \frac{s_w^2}{m\bar{n}}}$$

M : 母集団調査区数

m : 標本調査区数

\bar{N} : 調査区内世帯数 (=50)

\bar{n} : 調査区内標本世帯数

\hat{p} : 比率

$$s_b^2 = \frac{1}{m-1} \sum_{i=1}^m (\hat{p}_i - \hat{p})^2 \text{ (調査区間分散)}$$

$$s_w^2 = \frac{\bar{n}}{m(\bar{n}-1)} \sum_{i=1}^m \hat{p}_i(1-\hat{p}_i) \text{ (調査区内分散)}$$

$$\text{標準誤差率} = \frac{\sigma(\hat{p})}{\hat{p}}$$

なお、平成30年住生活総合調査における統計承認ベースの標準誤差率は以下の通りである。

大都市圏	市部	0.011
大都市圏	郡部	0.022
大都市圏以外	市部	0.011
大都市圏以外	郡部	0.022

■令和5年住生活総合調査における必要調査区数及び調査票の配布総数の算出方法

- ・令和5年住生活総合調査試験調査における「1調査区あたりの平均配布世帯数」及び「回収率」の実績値を集計し、 \bar{n} : 調査区内標本世帯数を算出する。
- ・次に、上記の展開した式に、令和2年国勢調査の M : 母集団調査区数、 \bar{N} : 調査区内世帯数 (=50)、 \bar{n} : (調査区内標本世帯数)、平成30年調査の「高齢者への配慮(段差がない等)」に「満足」「まあ満足」と回答した世帯の比率 \hat{p} を入れることにより、本調査時における「 m : 標本調査区数」が算出される。
- ・これらの値から、令和5年住生活総合調査における調査票の配布総数を算出する。